

町で行っている介護予防事業の様子

3B 体操教室



水中ウォーキング教室参加者の声
 持病の腰痛からくる足・太腿の痛みが強く、数百歩歩くと痛みがでるので徐々に運動をしなくなり、整形外科などで治療を続けている時期に、町が主催する「水中ウォーキング教室」を友人から聞き参加しました。今では自分に必要と思う内容も取り入れています。運動不足解消・体力維持のため、できるかぎり継続して参加したいと思います。(60代後半男性)

「できるかぎり住みなれたまちで、なるべく自分の力で活動的な生涯を送りたい」。この願いを現実のものとするために、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師などが互いに連携をとって総合的にみなさんの支援を行っています。

地域包括支援センター
 ～地域での安心した暮らしを支援します～

自立して生活できるよう支援します
予防ケアマネジメント

要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。

支援や介護が必要となるおそれの高い人や自立した生活をしている人などは、町が行う介護予防事業を利用できます。

大山町
 地域包括支援センター

なんでもご相談ください
総合相談

介護に関する相談や悩み以外にも、福祉や医療など、なんでもご相談ください。

みなさんの権利を守ります
権利擁護

みなさんが安心していきいきと暮らせるよう、みなさんの持つさまざまな権利を守ります。虐待を早期に発見したり、成年後見人制度の紹介や、消費者被害などに対応します。

さまざまな方面から
 みなさんを支えます
**包括的・継続的
 ケアマネジメント**

暮らしやすい地域にするため、さまざまな機関とのネットワークをつくり調整します。

町では、在宅での生活を支援するため、一般の交通機関を利用することが困難な方に次のような事業を実施しています。

1. 福祉タクシー事業

■内容

利用者の居宅から、目的地までの往復のタクシー乗車代金の3分の2を助成します。ただし町外が目的地の場合は、居宅から最寄りの交通機関停留所などを目的地とします。月2回までの利用が可能です。

■対象者

●高齢者のみの世帯、又はこれに準ずる世帯構成であると認められる世帯に属し、かつ次のいずれかに該当する方

ア おおむね65歳以上で一般の交通機関を利用することが困難な方で、介護保険の「要介護」に該当しない方

イ おおむね60歳以上で、下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方

●身体障害者手帳「1級」、「2級」をお持ちの方

●療育手帳「A」をお持ちの方

●精神障害者保健福祉手帳「1級」をお持ちの方

※外出支援サービスとの併用はできません。

●問い合わせ先

福祉保健課

☎ 0859 - 54 - 5207、

中山支所福祉課

☎ 0858 - 58 - 6112、

2. 外出支援サービス事業

■内容

移送用車両により利用者の居宅と医療機関との間を送迎します。利用回数は、週1回で月4回を限度とします。

【利用者負担金（片道）】

8km 未満	100 円
8km 以上 20km 未満	200 円
20km 以上 42km 未満	500 円
42km 以上	1,000 円

■対象者

●介護保険の要支援または要介護と認定され、一般の交通機関を利用することが困難な方

●身体障害者手帳「1級」、「2級」（下肢機能障害は「3級」、「4級」を含む）、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、をお持ちの方で、一般の交通機関を利用することが困難な方

※福祉タクシー事業との併用はできません。

地域包括支援センター ☎ 0859 - 54 - 2226

大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136